

令和2年5月15日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の対応について

このたび、5月14日付で、福岡県は5月31日の期限を待たずに「緊急事態宣言」が解除されました。このため、保育所等における受け入れ対象家庭の制限を緩和することになりましたのでお知らせいたします。

保護者の皆様には、「緊急事態宣言」や「特定警戒都道府県」に指定されている期間、家庭保育にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。皆様のご協力により、保育所等における新型コロナウイルス感染リスクの低減につながりましたことを心より感謝いたします。

今後は、5月13日付でご案内(別紙のとおり)していたとおりに、受け入れを再開いたしますことを改めてお知らせいたします。

また、お子さんの家庭保育にご協力いただいた日の保育料は、5月末まで日割り計算し、減額いたします。6月以降の取扱いについては、後日、別途ご案内させていただきます。

保護者の皆様やお子さんにも、多大なご負担をおかけすることになりますが、今後とも安全で安心な保育のため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

子ども家庭局 保育所等 (保育課 582-2412)
認定こども園、幼稚園 (幼稚園・こども園課 582-2550)